

高山市教育振興基本計画

平成22年10月

高 山 市

目 次

第 1 章 教育振興基本計画の策定

- 1 計画策定の趣旨…………… 1
- 2 計画の性格…………… 1
- 3 現状と課題…………… 2

第 2 章 目標と施策の基本的方向

- 1 目標…………… 7
- 2 施策の基本的方向…………… 8

第 3 章 目標を実現するための施策

- 1 学び得た「生きる力」が
やさしさのある社会の礎となる教育をめざします…………… 1 1
- 2 誰もが生涯を通じて学ぶことのできる、
地域に根ざした生涯学習のまちをめざします…………… 2 0
- 3 誰もが健康で明るく豊かな生活を送ることのできる
生涯スポーツ社会の実現をめざします…………… 2 4
- 4 こどもたちが誇りを持って語ることができる
ふるさと「飛騨高山」をめざします…………… 2 6

第 4 章 目標水準

- 1 目標水準の考え方…………… 3 0
- 2 目標水準…………… 3 1

第 5 章 計画の推進

- 1 総合的な連携体制…………… 3 2
- 2 新たに検討が必要となる事項への対応…………… 3 2
- 3 計画の進行管理…………… 3 2

第 1 章 教育振興基本計画の策定

1 計画策定の趣旨

現在、人口減少、少子高齢化、核家族化の進行や経済情勢、雇用情勢の変化など社会構造が大きく変化しています。また、国際化、情報化の進展、科学技術の進歩、地球環境問題の深刻化などにより、教育が担うべき役割や範囲が高度化、多様化しています。

このような中において、児童生徒の規範意識や道徳心や自立心の低下によるいじめ、不登校などの問題発生が懸念されています。また、核家族化が進行し、近隣住民間の連帯意識の希薄化、世代間交流の減少により、人と人との交流や様々な活動、経験を通じた豊かな人間関係を築くことが難しくなっています。

これまで本市では、学校・家庭・地域が本来の役割を果たしながら、相互の連携の下、未来を拓く子どもたちを社会全体ではぐくむ教育の推進に取り組んできました。しかしながら、教育を取り巻く社会情勢は大きく変化し、時代に対応した教育の振興が必要となっています。

このような中で、本市の豊かな自然環境や歴史・文化遺産、先人の教えなど数々の地域資源を生かし、多様な教育課題等に適切に対応するため、目標や基本的方向を明らかにし、その実現に向けた施策を推進するための指針として「高山市教育振興基本計画」を策定することとしました。

2 計画の性格

(1) 位置付け

○教育基本法第 17 条第 2 項に基づく教育振興基本計画です。

○教育の観点から「高山市第七次総合計画」の実現を支える計画です。

○本市の教育の総合的かつ計画的な推進を図るため、目標や基本的方向を明らかにする計画です。

(2) 計画の範囲

教育委員会、市長部局が所管する教育に関する分野を計画の範囲とします。

(3) 計画期間

計画期間は、「高山市第七次総合計画」の計画期間と終期を一致させ、平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間とします。

3 現状と課題

(1) 国・県の動向

国においては、社会の急速な変化に対応し、これからの新しい時代にふさわしい教育の実現に向けて、平成18年12月に「教育基本法」が改正されました。

改正教育基本法においては「人格の完成」や「個人の尊厳」などこれまで教育基本法に掲げられてきた普遍的な理念は大切にしつつ、教育の目的を実現するために達成すべき目標を新たに掲げ、新しい時代の教育の基本理念が示されました。

また、平成20年7月に教育基本法第17条第1項の規定に基づき「教育振興基本計画」が策定され、教育基本法に示された理念の実現に向けて、今後10年間を通じて目指すべき教育の姿を、

○義務教育修了までに、すべての子どもに、自立して社会で生きていく基礎を育てる

○社会を支え、発展させるとともに、国際社会をリードする人材を育てる

と示し、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図っています。

岐阜県においては、平成20年12月に教育基本法第17条第2項の規定に基づき「岐阜県教育ビジョン～豊かな自然と人の絆がはぐくむ夢と志～」が策定され、県の教育がめざす人間像を

高い志とグローバルな視野をもって夢に挑戦し、
家庭・地域・職場で豊かな人間関係を築き、
地域社会の一員として考え行動できる「地域社会人」

と定め、県の教育の基本理念としました。

さらに、基本理念に基づき、岐阜県の子どもたちには、

- ・自分に自信をもち、たくましく生きる力「自立力」
- ・人とつながり、互いに活かす力「共生力」
- ・高い志をもち、夢に挑戦する力「自己実現力」

の3つの力を、一体としてバランスよく育成していくことが示されました。

(2) 高山市の教育を取り巻く現状

<学校教育>

- ・本市には、19の小学校及び12の中学校があり、それぞれ約5,700人の児童及び約2,800人の生徒が学んでいます。
- ・平成20年度全国学力・学習状況調査結果から、全体的に全国平均を上回る傾向が見られます。
- ・市内児童生徒の問題行動については、小学校で若干見られるものの中学校ではほとんど見られず安定しています。要保護・準要保護の児童数に増加傾向が見られ、家庭の経済状況が不安定な家庭が増えてきています。
- ・自立と創造にみちた特色ある学校経営を行っている市内各学校では、授業において教科の本質をより深く学ぶ力をつけるために、基本的な学習姿勢「つたえる・つなげる」姿を育成し、自ら学び考える思考力や表現力を高めようと努力しています。
- ・特別支援教育においては、どの子ども能力や特性を發揮できるよう、その子に応じた自立を支援する努力や工夫をしています。
- ・一部の学校施設において耐震性が不十分な状況があり、児童生徒が安全で安心した学校生活を送ることができるよう計画的に耐震化を図っています。

●学力、学習の状況<全国平均との比較>

| | 国語・算数(数学) | 生活の実態 |
|-----|-----------|------------|
| 小学校 | 下回る学校がある | 80%の項目で上回る |
| 中学校 | 上回る | 85%の項目で上回る |

資料:文部科学省(H20全国学力・学習状況調査)

●公立学校耐震化の状況(平成22年4月1日現在)

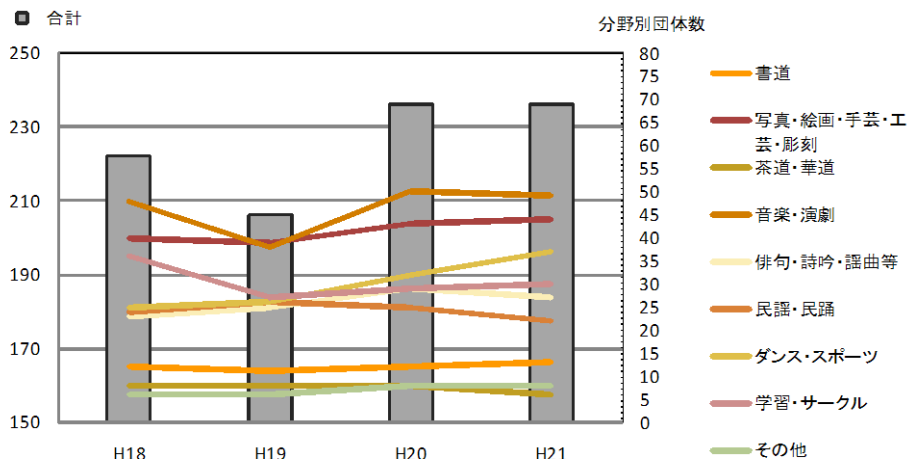
| | 全国 | 岐阜県 | 高山市 |
|----|-------|-------|-------|
| 全国 | 73.3% | 77.4% | 72.0% |

資料:文部科学省、高山市教育委員会

<生涯学習>

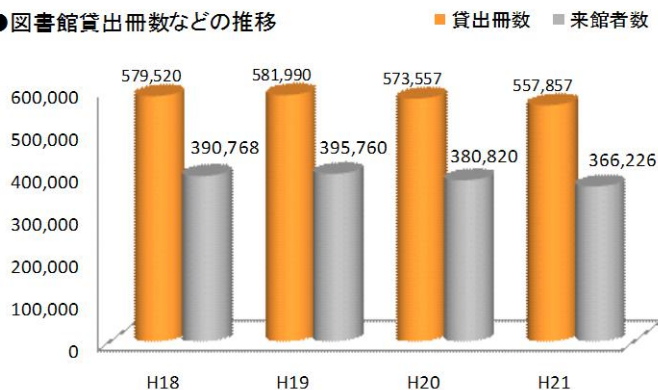
- ・子育てや家庭教育に不安を感じる市民も多く、家庭の教育力の低下が懸念されています。
- ・親の学びの場とされている家庭教育学級では、参加意識向上のための工夫が必要になっています。
- ・体験学習土曜教室や野外活動など、学校・家庭・地域が連携した様々な体験学習活動が行われています。
- ・地域子ども会の加入率は非常に高く、活発な活動もみられますが、活動のリーダーとなる中学生の育成や、そこに関わる大人への意識啓発などが課題となっています。
- ・公民館を利用しながら趣味や教養を高めるために自主的に活動する登録団体が約230団体あります。
- ・図書館「煥章館」は開設以来の入館者数が200万人に達するなど多くの市民に利用されています。

●公民館登録団体数の推移



資料:高山市

●図書館貸出冊数などの推移

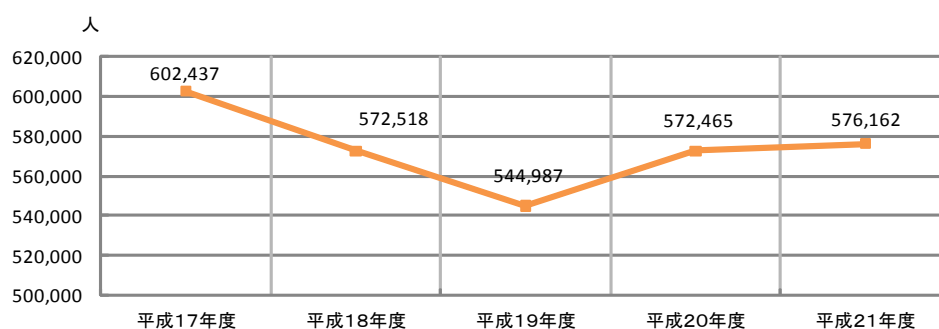


資料:高山市

<スポーツ>

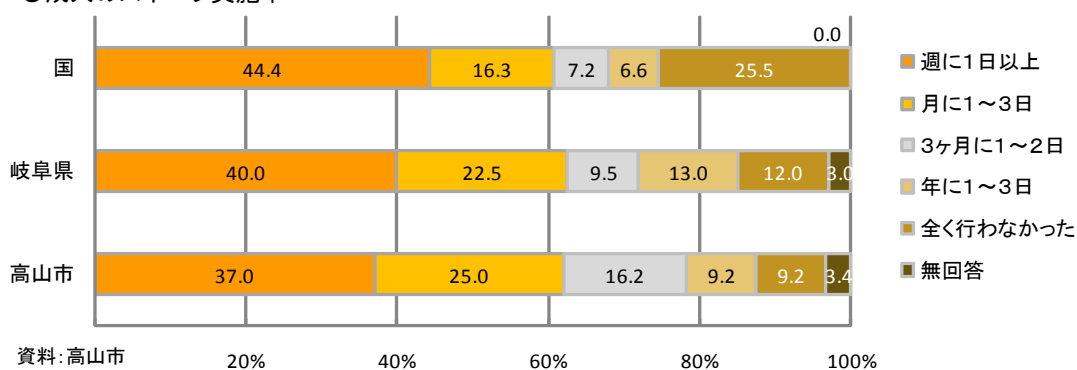
- ・本市には65のスポーツ施設があります。
- ・指定管理者制度や施設予約管理システムを導入するなど利用者の利便性の向上を図っており、平成21年度には約58万人の方に利用されています。
- ・体育指導委員会、(財)高山市体育協会等のスポーツ関係団体により、地域のスポーツ活動や全市的な活動が行われており、スポーツの普及振興、市民の健康づくりの一翼が担われています。
- ・成人のスポーツ実施率をみると、週に1日以上スポーツを行っている人の割合は37.0%で、国の44.4%、県の40.0%に比べて低くなっています。

●年間施設利用者数



資料:高山市

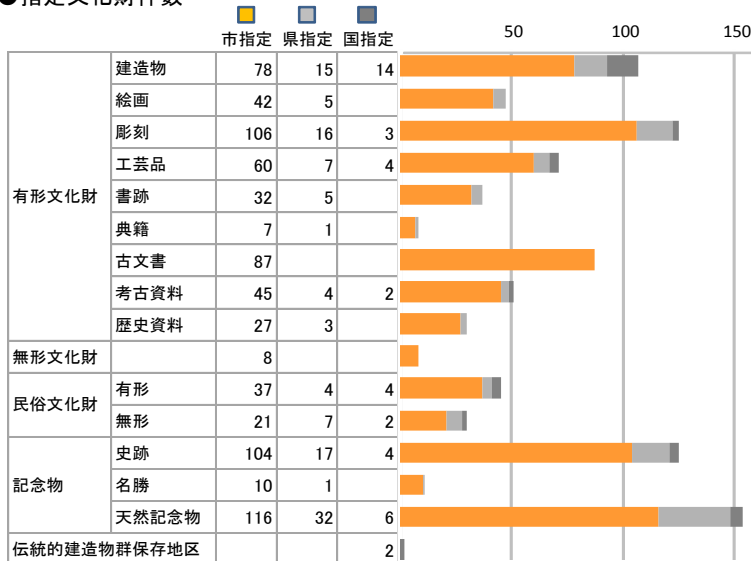
●成人のスポーツ実施率



<文化>

- ・本市には国指定41件、県指定117件、市指定780件の計938件の指定文化財があります。このほかに国登録有形文化財が10件あります。
- ・一方で、文化財に対する考え方も大きく変わり、各文化財を単体で価値づけるのではなく、周辺の環境や、その地域で行われる伝統的な人々の生活を一体的に価値づける「歴史的風致」という考えが生まれました。これにより文化財を守るだけでなく、保存しながら地域資源として活用するという取り組みが始まっています。
- ・歴史的な町並みや、伝統的な祭礼など有形・無形の文化財は、これまで地域住民の活動を中心に維持されてきました。しかし、少子高齢化など居住人口の減少により、地域での維持、子供たちへの伝統文化の継承が困難となるケースも生まれています。
また、建造物や屋台などの文化財修理保存技術についても、継承者の不足などにより保存技術継承が課題となっています。

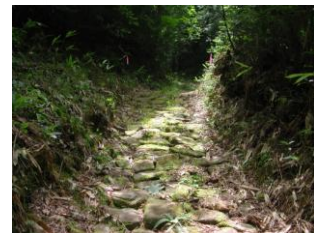
●指定文化財件数



資料:高山市教育委員会



屋台と高山市三町伝統的建造物群保存地区



位山道



円空作金剛神



大雄寺山門



臥龍のサクラ

第2章 目標と施策の基本的方向

1 目標

高山市第七次総合計画では、「住みよいまちは 行きよいまち」の基本理念のもと、都市像を「やさしさと活力にあふれるまち飛騨高山」と定め、やさしさとゆたかなところに包まれながら、子どもからお年寄りまで誰もがすみよさを実感し、元気で、安全で、安心して暮らすことのできるまちの形成を目指しています。

特に教育は、都市像を「ゆたかさ」のあるまちの形成の視点から支える重要な柱となっています。

そうした教育の役割を踏まえつつ、本市の教育を総合的かつ計画的に推進していくため、高山市教育振興基本計画では目標を次のとおり定めます。

「やさしさと活力にあふれるまち飛騨高山」を担う市民をはぐくみます

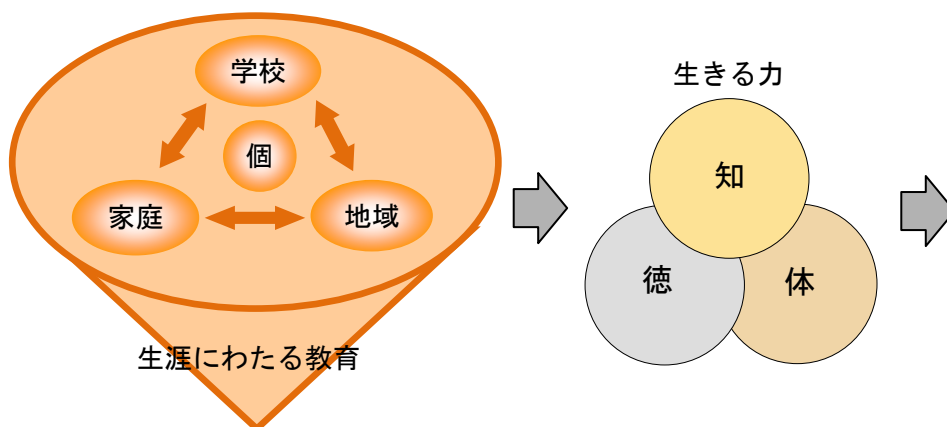
1) どんな市民をはぐくむのか

生きる力（知：確かな学力、徳：豊かな人間性、体：健康と体力）を持って、自らが地域社会の一員としての自覚をもち、人や社会とつながり、地域で支え合い、よりよい地域社会づくりに貢献できる市民をはぐくみます。おおむね次の5つに集約されます。

- 個性豊かで創造性に富んだ市民
- 人情こまやかに助け合う市民
- 郷土の自然や文化を大切にする市民
- 健康で明るくたくましい市民
- 国際社会に貢献できる市民

2) そのためにどのように推進するのか

- ・自ら学び、考え、行動する力を育むための取り組みをすすめます。
- ・家庭・地域・学校が教育におけるそれぞれの責任を自覚し、役割を果たすとともに、相互の連携及び協力を図る体制づくりを確立します。
- ・誰もが生涯にわたり学ぶことができる環境の整備を図ります。



「やさしさと活力にあふれる
まち飛騨高山」を担う市民

2 施策の基本的方向

目標を実現するため、学校・家庭・地域の連携のもと、本市が取り組むべき様々な施策の基本的方向を次のとおり定めます。

基本的方向 1

学び得た「生きる力」がやさしさのある社会の礎となる教育をめざします

誰もが自己実現をはたし、社会に必要とされ貢献する「やさしさのある社会」を築くために、どの子にも「生きる力」を身につけてほしいという願いがあります。

そのため、豊かな人間性と自ら学び考える力の育つ教育の推進、いじめや不登校のない一人ひとりを大切にする教育の推進、家庭や地域との連携の強化、子どもの安全の確保や特色ある教育活動などの環境づくりが必要となっています。

基本的方向 2

誰もが生涯を通じて学ぶことのできる、地域に根ざした生涯学習のまちをめざします

近年のライフスタイルの変化や価値観の多様化により、自己の知識・技術・経験を高める学習活動から、より地域づくりにつながる学習への意欲の変化など、生涯学習に対するニーズはますます多様化しています。市民の中にも社会の中での学びや、学びへの再チャレンジ、更には学んだことや知恵を生かして、地域や次の世代へつないでいきたいという意識が高まっています。

このため、誰もが生涯を通じて自ら学び、学んだ成果を発揮できる環境づくりが必要となっています。

基本的方向 3

誰もが健康で明るく豊かな生活を送ることのできる生涯スポーツ社会の実現をめざします

スポーツは心身の発達や健康の保持増進に欠かせないものであると共に、人生をより豊かで充実したものにするための重要な役割を担っており、明るく活力に満ちた社会の形成に大きく貢献しています。

今日の社会環境や生活様式の変化、また慢性的な運動不足や子どもの体力低下などから、健康に対する関心は高まり、以前にも増して生活の中にスポーツを取り入れることの重要性が叫ばれるようになってきており、生涯スポーツ社会の実現のための環境整備が必要となっています。

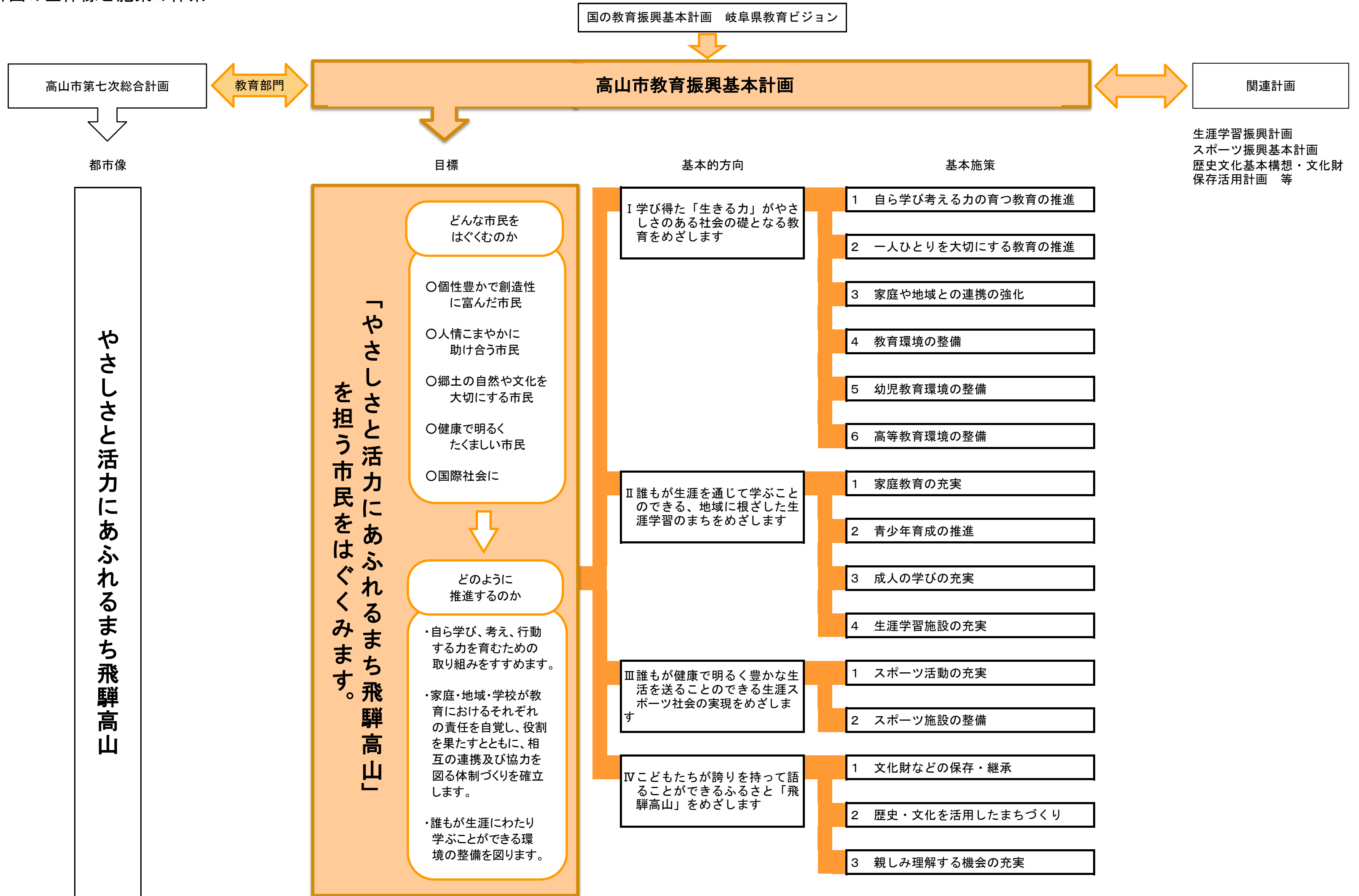
基本的方向 4

子どもたちが誇りを持って語ることができるふるさと「飛騨高山」をめざします

地域の文化財や伝統文化の継承は、その時々に関わってきた人々が、その価値を理解した上で、時代に合わせて選択を繰り返し、世代を超えて継承されてきています。

本市の数多くの貴重な文化遺産や歴史ある地域資源をこれからも継承していくために、現在の私たちが先人から伝えられた郷土の歴史や伝統文化の価値を理解することができるよう取り組むとともに、市民との協働により保存活用することで、よりよい形で次代に守り伝えていくことが必要となっています。

計画の全体像と施策の体系



第3章 目標を実現するための施策

前章に示した4つの施策の基本的方向に基づき、以下の施策に取り組みます。

基本的方向1

学び得た「生きる力」がやさしさのある社会の礎となる教育をめざします

基本的方向

I 学び得た「生きる力」がやさしさのある社会の礎となる教育をめざします

基本施策

1 自ら学び考える力の育つ教育の推進

2 一人ひとりを大切にする教育の推進

3 家庭や地域との連携の強化

4 教育環境の整備

5 幼児教育環境の整備

6 高等教育環境の整備

基本施策1

自ら学び考える力の育つ教育の推進

詳細施策

(1) 個性や能力を伸ばす教育

「つたえる・つなげる」を合い言葉に、練り合いができる授業を行うとともに体験的な学習をとおして個性や能力を伸ばす教育を行います。

- ・個々の児童生徒の学力向上及びコミュニケーション能力の育成をめざして、特に話し合いの場において各自が自分なりの見方・考え方・感じ方を表現し、より質の高い学びを行えるような授業をすすめます。
- ・教材を深く研究し、個々の児童生徒が教科の本質的なおもしろさを実感し知的好奇心を高めるような授業をすすめます。



授業の様子

- ・授業のねらいと評価規準を明確にし、個々の児童生徒の学習状況に応じたきめ細かな指導を行い、ねらいを達成する授業をすすめます。
- ・各教科において、個々の児童生徒が言語能力を高める学習活動を展開するようにすすめます。
- ・生活科の学習、総合的な学習の時間等のほか、各学校がその特色を生かした学校づくりをすすめるとともに、地域の体験学習土曜教室実行委員会により自然体験活動・農業体験活動・交流活動・文化活動等をすすめます。
- ・部活動の経験が健康な体や豊かな人間性をはぐくむものとして、部活動を学校教育と位置づけ推進します。部活動の運営については、各学校においてその運営方針を明確にするとともに、育成会と連携し、過度な活動とならないように配慮しながら適正にすすめます。



農業体験活動

(2) 社会の変化に応じた教育

国際理解教育、環境教育、福祉教育、情報教育など社会の変化に応じた教育を行います。

- ・新学習指導要領完全実施に向けて、小学校5・6年生で年間35時間の外国語（英語）授業を先行して行い、4年生以下についても引き続き外国語（英語）授業を行います。また、総合的な学習の時間のなかで、外国等の多様な文化や考え方について学び理解することを通して、互いに尊重しあう国際感覚を身につける国際理解教育を行います。さらに、外国語指導助手や外国語講師とのふれあいや外国の子どもたちとの交流を通して、コミュニケーション能力の向上を図ります。
- ・身近な環境問題に主体的に対応し、進んで幸せな社会を築こうとする意欲と態度を育てる環境教育、福祉教育を行います。
- ・携帯電話やパソコンの普及により問題となっているインターネットの有害サイト閲覧や過剰なメールのやりとり、掲示板への嫌がらせの書き込み、出会い系サイト利用などに対して、情報モラルなど適切に対応する力を高める授業を行います。また、家庭内ルール作りやフィルタリングの導入など保護者に対する啓発や地域の諸機関との連携による情報モラルの啓発を行います。
- ・自分を見つめる力と他を思いやる心を育て、差別や偏見をなくし人権を尊重する態度を育てる道徳・人権同和教育を行います。
- ・郷土の偉人に関する学習など、郷土の人や自然、景観、歴史、文化に親しみ、郷土を愛する心を育てる教育を行います。
- ・「わたしの道」作品展など児童生徒の個性や主体性を育む作品展を行います。また、総合的な学習のなかで、高山市の特色を生かした観光ボランティア活動などをおして、自分を表現する力を伸ばす教育を行います。

- ・地域の人材を講師として活用するなど、その特色を生かした学校経営を行うことにより学校の活性化を図るとともに、豊かな教育環境の創出を図ります。

(3) 教員の資質向上や授業の充実

指導主事の学校訪問などにより、教員の資質の向上や授業の充実を図ります。

- ・少人数指導、チームティーチング、児童生徒のつまずきに応じた指導の工夫、学習内容の確実な定着を確かめる評価の工夫など、学校における学力向上を図ります。
- ・生きる力（確かな学力、豊かな人間性、健康・体力）を身につけるための学校の取り組みに対し、指導主事の学校訪問指導を行います。
- ・各学校の主要課題について状況を把握し、指導改善策の指導、助言を行います。
- ・校内での指導力向上に対する研究などに対して適切な助言を行うとともに、授業の在り方についての相談を行います。
- ・教職員の授業力向上、指導技術習得、今日的課題の解決に有益な研修への積極的な参加をとおして、教職員の資質向上を図ります。

(4) 大学との連携や教員研修の充実

大学との連携や教育研究所を活用して、教員研修の充実や教育教材の開発などを行います。

- ・岐阜大学、岐阜女子大学及び岐阜聖徳学園大学と連携して、教育実習の受け入れによる教職員の資質向上、教育職員免許取得講座の開講による資格取得、教育職員免許更新制講習の開講による免許更新、市民及び教職員の学習に役立つ講座開催など教職員研修の充実を図ります。
- ・国及び県の教育改革の課題に積極的に対応し、特色ある高山市の教育の創造と子どもの健やかな成長を目的として設立した教育研究所を活用して各種研究開発などを行います。
- ・教育研究会の実施する研究授業での指導助言や事前指導の充実を図ります。
- ・教職員がその使命と責任を自覚し、確かな指導力を身につけることができるよう研修を行います。また、教職員の授業力、指導力、教育相談などの能力や年齢・役職などの立場に応じた資質の向上をめざした研修の充実を図ります。
- ・教育研究所を活用し、市民への生涯学習や教育に関する学習機会の提供を行います。
- ・教育資料センターとしての機能を十分発揮し、各学校や関係機関から教育資料を収集するとともに、学習指導案のデジタル保存やデータベース化を図り、必要に応じて提供を行います。また、学校のホームページの内容を充実するための研修や支援を行います。

詳細施策**(1) 心がかよう教育**

スクールカウンセラー、保健相談員などの配置により心がかよう教育を行います。

- ・ 様々な教育的配慮を要する児童生徒の支援(教室での個別指導等)と心のケアに対応するため、保健相談員の配置を行います。
- ・ 不登校やいじめ、あるいは学校や学習への不適應など心に悩みや不安をもつ児童生徒の相談や支援を行うため、小中学校やであい塾にスクールカウンセラーの派遣を行います。

(2) 障がいのある児童生徒の支援体制の充実

障がいのある児童、生徒が安心して学校生活を送ることができるよう支援体制の充実を図ります。

- ・ 障がいのある児童生徒が自分のよさを活かしながら力強く生きていけるようその子に応じた教育を行います。また、障がいに対する理解及び啓発のための講演会の開催、相談活動の実施など相談体制の充実を図ります。
- ・ 障がいのある児童生徒の支援のため、通級指導教室の開設をすすめます。
- ・ 子どもの障がいの特性に応じた選書や読み聞かせの工夫を行うことにより、豊かな読書活動を体験できるよう支援を行います。

(3) いじめや不登校のない教育と就学援助

であい塾を活用していじめや不登校のない教育をめざすとともに、経済的な理由により就学が困難な児童や生徒に対する支援を行います。

- ・ であい塾を活用して、いじめや不登校など諸問題を抱える子どもたちの相談や学習を支援し、学校復帰につながる取り組みを行います。また、共通の悩みを持つ「であい塾親の会」を定期的で開催し、相互理解と懇談により課題解決に向けて取り組めるよう機能の充実を図ります。
- ・ 家庭で引きこもり学校やであい塾に行けない児童生徒に対して、教育相談員が家庭訪問をするなど相談体制の充実を図ります。
- ・ スクールカウンセラーや保健相談員の派遣、教育相談員の訪問相談、不登校の調査分析などにより、児童生徒、教職員、保護者等からの相談に対応できるよう教育相談センターの相談体制を充実するとともに、市民等からの教育相談を受けるための窓口設置や関係機関との連携を図ります。

- ・生徒会サミットでのストップいじめ宣言の活動等、いじめ防止運動、あったかい言葉かけ運動、小中いじめ問題対策協議会を実施するとともに、児童生徒の主体的活動への支援を行います。また親子でいじめや思いやりの心などについて学ぶ機会の提供を行います。
- ・経済的理由のため就学費や学校給食費の支払いが困難と認められる児童生徒に必要な援助を行います。

(4) 児童や生徒の健康管理

嘱託医による健康診断の実施、安全でおいしい給食や地域の個性を活かした給食の提供などにより児童や生徒の健康管理を行います。

- ・学校医、学校薬剤師などの委嘱により、児童生徒の健康に関して常時相談できる体制を整えるとともに、健康診断を定期的実施し、健康管理を図ります。
- ・児童生徒の健康についての健康教室や学校の環境衛生に関する講演会等を行い、学校保健に対する意識の高揚を図ります。
- ・いのちの大切さの教育、性に関する指導、エイズの予防教育などを行います。
- ・心身の機能と発達、心の健康など心の病に対する教育を保健分野の授業において実施するとともに、うつ病等の精神疾患等についての教職員の研修を行います。
- ・警察等の関係機関と連携して、道徳や保健体育の時間を使った薬物乱用防止教室の開催をすすめます。
- ・児童生徒に、発達段階に応じた衛生的で栄養バランスのとれた魅力ある給食、地産地消など地域の個性を生かした安全でおいしい給食の提供を行います。
- ・栄養教諭や栄養士による食育授業や給食訪問をとおして、体の仕組みや生命の維持、食事のあり方や食事内容の過不足による弊害など、健全な食生活についての指導を行います。また朝食の大切さや、家族で食事をとること、一緒に調理することの大切さなどについての啓発を行います。



学校給食

(5) 学習内容などに対する相談や指導

学習内容や進路などに対する相談、指導を行うほか、小学校と中学校の連携により児童生徒の健やかな成長を図ります。

- ・夢や希望をもって自己の生き方を考え、主体的に進路を選択する能力や態度を育てるための学習や進路指導を行います。

- ・小中学校が連携して教育活動を推進し、教職員が組織的・協力的に学校運営を推進することにより、「小一プロブレム・中一ギャップ」を解消するなどして、9年間の見通しを持って児童生徒の健やかな成長を図ります。
- ・正しい職業観、勤労観を育てるとともに、情報活用能力、将来設計能力、人間関係形成能力などを育てるため、中学校において3～5日間の職場体験学習を中心とするキャリア教育を行います。

基本施策 3

家庭や地域との連携の強化

詳細施策

(1) 家庭や地域との連携

P T Aや学校評議員、地域の見守り活動との連携の強化をすすめるとともに、子育て講座や家庭教育学級の開催などをおして親子のふれあいや家庭の大切さに対する意識の高揚を図ります。

- ・学校評議員を委嘱し、学校や地域での子どもたちの様子や学校運営への意見を聞くことにより、運営方針の改善をすすめます。また、不審者対応や登下校時の安全確保など地域と連携したサポート体制の確立をすすめます。
- ・家庭や地域の教育力が向上するよう単位P T Aや市P T A連合会活動などと連携するとともに支援を行います。
- ・学校運営協力者として地域の方の協力を得ることにより、地域との連携の拡大を図ります。また学校運営協力に功績がある方に対し顕彰を行います。
- ・家庭において、子どもが社会の一員として生きるためのルールやマナーが身につけられるよう子育て講座や家庭教育講座の開催をすすめます。
- ・子育てに対する不安や悩みを抱える家庭に対して、学校においては学級懇談会や連絡ノート、学校便りなどによって連絡を密にし、相談や啓発を行います。また、親子のふれあいや家庭の大切さに対する意識の高揚を図るため、親子行事の開催をすすめます。



地域の見守り活動

(2) 地域に開かれた学校づくり

学校開放など地域に開かれた学校づくりを行います。

- ・市民にとって身近に学習やスポーツができ、親しみを持てる場所として活用できるよう、地域の小中学校の屋内運動場などの社会開放を行います。

- ・地域住民が参加できる研究公表会、授業参観、道徳ブロック研究会などの開催を行います。
- ・自校の教育活動について学校評価を行い、その評価結果と改善策等について、ホームページや学校だよりなどにより公表を行います。

基本施策 4

教育環境の整備

詳細施策

(1) 学校施設の整備

児童や生徒が安心して安全に学校生活を過ごすことができるよう、老朽化への対応や耐震化など学校施設の整備を行います。

- ・安全、環境、バリアフリーに配慮した木のぬくもりのある校舎や屋内運動場の改築を行います。
- ・耐震性能の低い校舎や屋内運動場について早期に耐震補強を行います。
- ・老朽化した校舎について、計画的に大規模改修を行います。
- ・児童生徒が安心して学校生活を送れるよう学校施設の維持、修繕を行います。また、トイレの改修、昇降口の段差解消などのバリアフリー化を行います。
- ・老朽化したスクールバスを計画的に更新し、安全性・快適性の向上を図るとともに、バスの適正な維持修繕と安全な運行を行います。
- ・廃校となった学校施設を教育・地域振興等の観点で有効活用するよう検討します。
- ・教員住宅の適正配置・有効活用を検討します。



中山中学校校舎改築

(2) 教育機器の整備

学校図書、情報通信関連機器、木製の机や椅子などの整備を行います。

- ・学校での学習活動や読書活動を一層推進するため、学校図書の整備を行います。
- ・児童生徒の学力向上のために必要な教材備品の整備を行うとともに、教育用コンピュータなどの情報通信関連機器の整備を行います。
- ・破損等により使用できない木製机・椅子の更新を行います。

(3) 子どもの安全の確保

通学路の照明灯の整備、子ども110番や地域見守り活動の推進など子どもの安全の確保を図ります。

- ・中学生の安全で安心な通学路を保持するため、照明灯の新設や維持修繕を行います。
- ・学校職員やPTA役員が、実際に通学路を歩き、危険箇所を把握するなど安全点検をすすめます。
- ・地域のスクールサポーター活動、安全情報のメール配信、子ども110番の車・子ども110番の家の協力、不審者対応マニュアルのシミュレーションなど、各種の安全対策をすすめます。また、学校に設置している遊具についての安全点検を定期的に行います。
- ・小学校入学の1年生全員に防犯ブザーを配付するとともに、緊急時における防犯ブザーの使用方法等の指導を行います。
- ・小学校低学年を対象に交通安全指導をすすめます。また、警察等の関係機関の協力を得て、自転車の乗り方を学習するなど交通事故防止の観点から指導の充実を図ります。



子ども110番の車

(4) 特色ある学校経営

特色ある学校経営を行うとともに、教育的配慮を基本として自由校区制度の導入や学校区の見直しなどについて検討を行います。

- ・その学校のもつ特性、特長を活かした特色ある学校経営を行います。
- ・子どもの視点に立って、よりよい教育環境を提供できるよう実態把握に取り組み、それに基づき通学区域の検討を行います。自由校区制度については、発達障がいのある児童生徒など教育的配慮が必要な場合に導入するなど、その制度について検討します。

| | |
|--------|-----------|
| 基本施策 5 | 幼児教育環境の整備 |
|--------|-----------|

| |
|------|
| 詳細施策 |
|------|

(1) 幼稚園の支援と小学校との連携

幼稚園の運営や就園に対する支援を行うほか、地域や小学校、保育園などとの交流や連携の強化をすすめます。

- ・子育て支援として、保護者の経済的負担を軽減するため幼稚園の保育料等の助成を行います。
- ・幼稚園経営の安定化を図るため、運営費に対する助成を行います。
- ・幼稚園・保育園での指導が、小学校以降の生活や学習の基礎を培う学校教育のはじまりとして認識し、幼児の円滑な小学校生活への移行をめざした幼稚園・保育園と小学校の連携について連携協議会を開催し、調査・研究を行います。

| | |
|--------|-----------|
| 基本施策 6 | 高等教育環境の整備 |
|--------|-----------|

| |
|------|
| 詳細施策 |
|------|

(1) 高等教育機関の支援と就学支援

定時制や通信制の高等学校教育や私立の高等教育機関の運営に対する助成を行うほか、経済的な理由により就学が困難な人に対する支援を行います。

- ・人材育成、地域振興を図るうえで大きな役割を担っている私立教育機関の運営に対する助成を行います。
- ・定時制や通信制課程の教育振興を図るため、定時制・通信制高校の運営に対する助成を行います。
- ・高等学校の実施するグラウンド開放に対して電気料等の助成を行います。
- ・経済的な理由で大学などへの就学が困難な人に対して育英資金の貸付を行います。
- ・高等教育研究機関の誘致をすすめます。

基本的方向 2

誰もが生涯を通じて学ぶことのできる、地域に根ざした生涯学習のまちをめざします

基本的方向

Ⅱ 誰もが生涯を通じて学ぶことのできる、地域に根ざした生涯学習のまちをめざします

基本施策

1 家庭教育の充実

2 青少年育成の推進

3 成人の学びの充実

4 生涯学習施設の充実

基本施策 1

家庭教育の充実

詳細施策

(1) 子どもの基本的な生活習慣や社会性をはぐくむ家庭教育

親子でのふれあいを大切にしながら、子どもの豊かな情操や基本的な生活習慣、社会的マナー、思いやりの心、命を大切にする気持ちなどを養えるよう、家庭における子どもを育てる力を伸ばす取り組みをすすめます。

- ・子どものしつけやコミュニケーションの取り方など子育てについて、親が学ぶ機会の充実を図ります。
- ・命の大切さや人権の尊重、生活リズムの大切さなどについて、親子で学ぶ機会の充実を図ります。
- ・家族と一緒に本を読むなど、家庭における子どもの読書活動をすすめます。

(2) 地域ぐるみで学ぶ家庭教育

子どもを心身ともに健やかにはぐくむために、各種団体との連携を図りながら、地域全体で支えあう取り組みをすすめます。

- ・社会教育団体等の理解や協力を得ながら、地域ぐるみの家庭教育をすすめます。
- ・地域や学校で行われる様々な活動を通じて、親子がふれあう機会の充実を図ります。
- ・様々な機会をとらえ、家庭教育に関する意識啓発を行います。

(3) 学校・家庭・地域で支える家庭教育

誰もが身近な場所で、地域ぐるみの子育て支援やニーズに応じた学習機会が得られるよう、学習情報の提供や支援体制の充実をすすめます。

- ・ P T A活動や各種家庭教育事業に対する支援を行います。
- ・ 家庭教育に関するきめ細かな学習情報の提供を行います。

基本施策 2

青少年育成の推進

詳細施策

(1) 子どもの豊かなところをはぐくむ学び

子どもたちが自分に自信を持ち、将来の夢や目標に向かって力強く歩いていくために、さまざまな体験活動やふれあいを通じて豊かなところをはぐくむ取り組みをすすめます。

- ・ 地域の自然や伝統、特性を生かした子どもの豊かな人間性を育む体験活動をすすめます。
- ・ 遊びや地域行事などを通じて、子ども同士のふれあいや地域の人たちとの交流をすすめます。
- ・ 子ども会活動など、子どもの主体的な活動をすすめます。



地域の特性を生かした体験活動

(2) 郷土を愛し、未来を切り拓く学び

子どもたちが優れた芸術の鑑賞や文化芸術活動に参加できる機会、本に親しむ機会、地域の伝統文化に継続的に関わることのできる機会を支援していく取り組みをすすめます。

- ・ 小学生芸術鑑賞や小中学校でのふるさと教育など、子どもが文化や芸術に親しむ機会の充実を図ります。
- ・ 本と親しむ機会の提供など、子どもの読書活動をすすめます。

(3) 健全な青少年をはぐくむ学び

青少年の非行防止や社会的責任意識の向上など、青少年の健全育成の取り組みをすすめます。

- ・ 高校生のMSリーダーや青少年育成団体等と連携しながら、青少年の健全育成をすすめます。
- ・ 新成人を祝うつどいや一行詩コンクールの開催を通じて、青少年の社会的責任意識の向上を図ります。
- ・ きめ細かな学習情報の提供を行います。

- ・ 勤労青少年を対象とした教養講座の開催など、勤労青少年の生涯学習をすすめます。

基本施策 3

成人の学びの充実

詳細施策

(1) 自己の知識・技術・経験を高める学び

学びのきっかけづくりとなるさまざまな学習機会の充実や読書サービスの向上により、自らの知識・技術・経験を高める取り組みをすすめます。

- ・ 市民ニーズに応じた公民館講座や市民カレッジの開催など、学習機会の充実を図ります。
- ・ 生涯学習の拠点施設として、図書館機能の充実を図ります。
- ・ 優れた技術や専門知識をもつ人材リストの構築やボランティアの募集など生涯学習を支援する人材の養成・活用をすすめます。

(2) 人がつながり、地域を支える学び

地域の特性を生かした活動や学びを通じて人がつながり、また地域の課題を解決し地域の価値が創出できるよう、学び得た知識などを生かした地域力向上のための取り組みをすすめます。

- ・ 学んだ成果や知恵を地域課題の解決などの地域づくりに還元する「知の循環型社会」の構築をすすめます。
- ・ 地域活動や市民活動に対する支援、地域の拠点となる町内会集会施設の整備に対する助成など、地域力向上のための支援を行います。

(3) 伝統を継承し、新しい文化を創造する学び

郷土の歴史や伝統文化を守り次代に伝え、また地域資源を活かした新たな文化の創造と振興を図る、活力あるまちづくりに向けた取り組みをすすめます。

- ・ 優れた芸術を鑑賞する機会の充実、市民の自主的な文化活動に対する支援など、文化芸術に親しむ機会の充実を図ります。
- ・ 郷土の歴史や文化を学ぶ機会の充実を図ります。
- ・ 郷土資料の収集や調査研究、展示を行います。

基本施策 4

生涯学習施設の充実

詳細施策

(1) 生涯学習施設の充実

施設機能の有効活用により、利用しやすい環境づくりをめざします。

- ・生涯学習施設の整備をすすめ、その充実を図ります。
- ・指定管理者制度の活用など、施設の利便性の向上と利用促進を図ります。

基本的方向 3

誰もが健康で明るく豊かな生活を送ることのできる生涯スポーツ社会の実現をめざします

基本的方向

Ⅲ 誰もが健康で明るく豊かな生活を送ることのできる生涯スポーツ社会の実現をめざします

基本施策

1 スポーツ活動の充実

2 スポーツ施設の整備

基本施策 1

スポーツ活動の充実

詳細施策

(1) スポーツとの出会いの創出

誰もが気軽にスポーツ活動に親しむことのできる環境整備をすすめます。

- ・ 気軽に取り組める軽スポーツの紹介や身近な地域で参加できるスポーツ事業の開催など、多様なニーズに即した参加機会の提供をすすめます。
- ・ 年齢や性別、体力に応じた健康づくりにつながるスポーツプログラムの開発と普及をすすめます。
- ・ 市内で行われる各種大会の情報提供や全国レベルの大会の誘致開催など、スポーツにふれる機会の提供をすすめます。

(2) 地域の絆を深めるスポーツ活動の推進

地域の主体的なスポーツ活動を通じて、地域の連帯感の醸成や地域の活性化を図ります。

- ・ 体育指導委員による地域スポーツ活動の推進など、地域内のつながりを深めるスポーツ活動をすすめます。
- ・ 体育指導委員や各スポーツ団体の地域間連携活動を促進するなど、地域を結ぶスポーツ振興の連携体制の構築を図ります。
- ・ 地域の実情に合わせたスポーツクラブの育成をすすめます。



体力測定 (50m走)

(3) 個性を伸ばすスポーツ活動の推進

自らの目的や段階に応じてスポーツ活動に取り組むことができる環境整備をすすめます。

- ・発達段階や年齢等に応じたスポーツ活動の指導や普及など、個に応じたスポーツ活動をすすめます。
- ・指導者の資質向上を図る研修会等の開催や各スポーツ団体の選手育成にかかる支援、高地トレーニングエリアの利用促進など、競技力向上体制の整備をすすめます。
- ・高山市体育振興事業補助金制度など、各種スポーツ奨励制度を適正に運用します。
- ・関係団体との連携強化を図り、ぎふ清流国体に向けた体制の整備をすすめます。



飛騨御嶽高原高地トレーニングエリア

(4) スポーツ活動を支える体制の整備・充実

関係機関と連携し、スポーツ活動に継続して取り組むことができる体制づくりをすすめます。

- ・スポーツや健康に関わる情報収集を行います。
- ・ホームページの充実やスポーツ情報コーナーの設置など、タイムリーな情報提供体制の整備をすすめます。
- ・インターネット（メール）による相談体制の整備など、スポーツ相談体制の確立を図ります。
- ・スポーツ指導者の養成やスポーツに関する専門知識をもった人の活用など、人材の養成、確保、活用を図ります。
- ・(財)高山市体育協会や各スポーツ団体など、スポーツ関係諸機関等との連携をすすめます。

基本施策2

スポーツ施設の整備

詳細施策

(1) スポーツ施設の整備・充実と利用促進

安全で安心して利用できる施設整備をすすめるとともに、施設の利用促進を図ります。

- ・体育施設の整備をすすめ、その充実を図ります。
- ・指定管理者制度の活用や施設予約管理システムの導入促進など、施設使用の利便性の向上を図ります。

基本的方向4

子どもたちが誇りを持って語ることができるふるさと「飛騨高山」をめざします

基本的方向

IV子どもたちが誇りを持って語ることができるふるさと「飛騨高山」をめざします

基本施策

1 文化財などの保存・継承

2 歴史・文化を活用したまちづくり

3 親しみ理解する機会の充実

基本施策1

文化財などの保存・継承

詳細施策

(1) 文化財の保存・修理

地域の大切な財産である国宝や国県市指定文化財など歴史的に価値のある建造物、遺跡などの保存・修理を行います。

- ・ 伝統的町並や史跡などの文化財を保存活用する団体や活動に対する助成を行います。
- ・ 市民の郷土学習に役立てるため、郷土に関わる歴史資料の散逸を防ぎ、収集を行います。
- ・ 国指定有形民俗文化財の高山祭屋台および屋台蔵を後世に遺していくため、修理計画に基づき修理を行います。
- ・ 国、県、市指定文化財について、民間所有文化財の修理補助及び市有文化財の修理を計画的にすすめます。

(2) 歴史的町並みの保存・再生

重要伝統的建造物群保存地区における修理修景や防災対策を行うとともに、その周辺地区を含めて歴史的町並みの保存と再生をすすめます。

- ・ 伝統的建造物の修理及び非伝統的建造物の修景に対する助成等を行います。
- ・ 伝統的建造物群保存地区内の土蔵等修理に対する助成や防災設備の整備等を行います。
- ・ 下二之町大新町伝統的建造物群保存地区内の景観を向上させるため、無電柱化などの町並再生を行います。



三町伝統的建造物群保存地区

(3) 文化財の継承

地域の歴史を守り伝える活動や技術の継承を行う人材の育成により文化財の保存・活用を行います。

- ・貴重な無形民俗文化財等の記録映像を作成し、保存伝承活動に活用するとともに、ホームページへの掲載や学校間ネットワークへの情報提供等で活用を図ります。
- ・各地域の伝統技術の継承と育成のため、伝承技術保存団体の活動に対する助成を行います。
- ・歴史を守り伝え、文化財保護や普及啓発を行う人材の育成をすすめます。



闘鶏楽（高山祭の屋台行事）

(4) 歴史的建造物の環境整備

文化財指定建造物や重要伝統的建造物群保存地区における建造物の耐震化、バリアフリー化、建築規制緩和に向けた調査・検討を行います。

- ・歴史的建造物の耐震化等対策の方針を策定し、その方針に基づいた文化財の耐震化工事等の支援、市有文化財の耐震、歴史的建造物のバリアフリー化、重要伝統的建造物群保存地区における建築規制の緩和についての検討など、歴史的建造物の住環境の維持向上を図ります。

(5) 歴史的刊行物の編纂

市や地域の歴史的刊行物の編纂を行います。

- ・郷土の歴史を伝えるため、全体計画に基づき高山市史、国府町史等の編纂を行います。

| | |
|--------|-----------------|
| 基本施策 2 | 歴史・文化を活用したまちづくり |
|--------|-----------------|

詳細施策

(1) 歴史的風致の維持向上

旧矢嶋邸の復元的整備や寺院群などを巡る周遊ルートの整備を行うとともに、歴史的な街道や街道沿いの農山村集落などの景観の保存・活用をすすめます。

- ・旧矢嶋邸跡地等に、城下町高山の交流拠点として歴史・美術展示施設の整備を行います。
- ・高山祭などの祭礼行事の復興のため、祭衣装等の整備に対し助成を行います。

- ・歴史街道や歴史街道沿いの文化財の把握調査を実施し、歴史街道の活用及び周知を行います。
- ・歴史街道の環境整備を行います。
- ・農山村集落の調査、歴史的景観地区や文化財等の保存整備、案内標識の整備等を実施し、地域の観光資源として活用を図ります。

(2) 世界文化遺産登録への取り組み

地域の伝統・文化の維持向上を図るなど世界文化遺産登録への取り組みをすすめます。

- ・啓発用パンフレットなどを作成し市民の意識向上を図りながら、世界文化遺産登録を目指して課題の整理や啓発などの取り組みをすすめます。また、ユネスコ無形文化遺産登録への取り組みを行います。

(3) 歴史ある地域資源の調査、再発見

地域に埋もれている貴重な文化遺産、歴史ある地域資源の調査、再発見を行います。

- ・開発事業に伴う埋蔵文化財包蔵地の確認、試掘、立会調査等を行います。
- ・高山城跡、松倉城跡、広瀬城跡などの地形測量調査を行い、歴史的価値の見直しを行います。

(4) 文化支援団体等の育成

地域の貴重な歴史文化を維持向上させるための活動等を支援し、郷土の歴史文化を踏まえた新たな文化の創造に向けた取り組みをすすめます。

- ・地域にある無形の歴史文化の継承に関わる市民団体の活動などを支援し、市民が市民に継承する体制の促進をすすめます。
- ・町並保存地区など歴史文化の価値を、所有者だけでなく、関わる多くの人々への周知を図り、市民全体で歴史文化を維持向上させるための取り組みを支援します。

詳細施策**(1) 文化財施設の充実**

歴史的に価値のある建造物や保存展示施設など歴史や文化に親しむ場の整備を行うとともに活用をすすめます。

- ・企画展・講座等により郷土の歴史に対する市民の理解を深めるとともに、歴史民俗資料館や指定文化財施設の機能強化、展示の充実を図り、市民がより郷土の歴史に親しめるよう環境づくりを行います。
- ・文化財施設の維持・改修を計画的にすすめるとともに、市有文化財（建造物・史跡等）の修理、安全対策を行います。



縄文土器・勾玉づくり講座

(2) 郷土の歴史・文化の普及・啓発の推進

飛騨の歴史や文化の魅力にふれながら歩くことができるよう景観にふさわしい標識や散策ルートの整備を行うとともに、講演会や展示会の開催など、歴史や文化を理解する機会の充実を図ります。

- ・文化財の活用・啓発のため、指定文化財等の位置、内容等を記載した説明看板、石柱等の作製設置を行います。
- ・高山の歴史を学ぶことができるよう講演会や展示会等を開催し、学習する機会の充実を図ります。
- ・金森氏関係をはじめとする郷土資料の収集、記録作成公開、調査研究をすすめるとともに、研究会や講座の開催など郷土史学習活動の推進と郷土史研究家の顕彰などを行います。また郷土の偉人にかかわる情報を収集し、リストの整備を行います。

第4章 目標水準

1 目標水準の考え方

(1) 基本的な考え方

目標の実現に向けて、施策に対する市民の評価や施策の目標とする水準を分かりやすく数値化し、その評価結果を施策の改善につなげていくことを目的としています。設定する目標は計画全体を捉えたものではなく、計画の進捗状況を確認する一つの目安として活用します。

(2) 目標の設定

目標水準は、施策の基本的方向ごとに市民満足度指標と成果・活動指標の2指標を設定します。

①市民満足度指標

施策に対する市民の満足の度合いを数値化した指標となっています。

②成果・活動指標

市が実施する事業のうち主な事業の成果等を示した指標となっています。

(3) 目標年度

計画期間に合わせて平成26年度を目標としています。

2 目標水準

基本的方向Ⅰ

学び得た「生きる力」がやさしさのある社会の礎となる教育をめざします

| 指 標 | | 現状値 (H21) | 目標値 (H26) |
|---------|--|--------------|--------------|
| 市民満足度指標 | 「義務教育の充実を図る」「幼児教育や高等教育の充実を図る」 に対して満足している市民の割合 | 55.5% | 60.0% |
| 成果・活動指標 | 小中学校の耐震化率 | 72.0% | 100.0% |

基本的方向Ⅱ

誰もが生涯を通じて学ぶことのできる地域に根ざした生涯学習のまちをめざします

| 指 標 | | 現状値 (H21) | 目標値 (H26) |
|---------|--|--------------|--------------|
| 市民満足度指標 | 「誰もが生涯を通じて自ら学ぶことができる環境をつくる」に 対して満足している市民の割合 | 60.0% | 65.0% |
| 成果・活動指標 | 家庭教育充実事業の参加者数 | 22,522人 | 24,000人 |

基本的方向Ⅲ

誰もが健康で明るく豊かな生活を送ることのできる生涯スポーツ社会の実現をめざ
します

| 指 標 | | 現状値 (H21) | 目標値 (H26) |
|---------|--|--------------|--------------|
| 市民満足度指標 | 「誰もが生涯を通じてスポーツに親しむことのできる環境をつ くる」に対して満足している市民の割合 | 55.4% | 60.0% |
| 成果・活動指標 | 成人の週1回以上のスポーツ実施率 | 37.0% | 50.0% |

基本的方向Ⅳ

子どもたちが誇りを持って語ることができるふるさと「飛騨高山」をめざします

| 指 標 | | 現状値 (H21) | 目標値 (H26) |
|---------|--|--------------|--------------|
| 市民満足度指標 | 「郷土の歴史や伝統文化を守り次代に伝える」に対して満足して いる市民の割合 | 65.8% | 70.0% |
| 成果・活動指標 | 文化財施設入館者数 | 350,849人 | 385,000人 |

第5章 計画の推進

1 総合的な連携体制

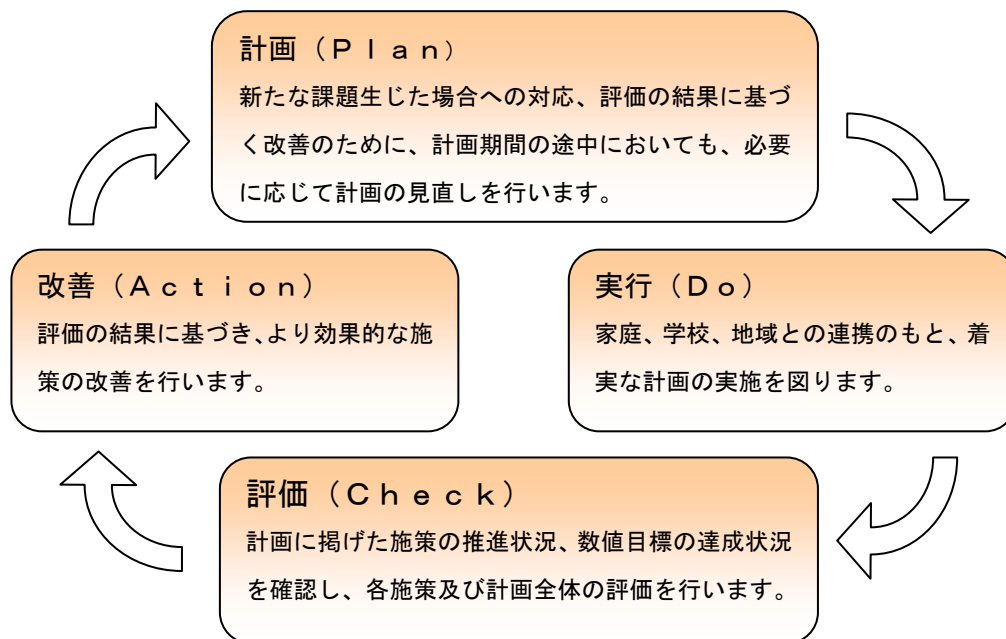
目標を実現していくために、この計画が教育全般の内容であることを踏まえ、教育委員会と市長部局が連携を図りつつ、家庭、学校、地域のほか、関係団体との連携を強化しながら総合的に計画を推進していくことが重要となっています。

2 新たに検討が必要となる事項への対応

今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策の実施により、目標の実現をめざしていくこととしますが、急速に変化する社会の中で、教育が対応すべき新たな課題が生じた場合には、適時適切に検討し、迅速に対応します。

3 計画の進行管理

高山市教育振興基本計画を効果的かつ着実に推進するためには、施策の点検・評価とその結果のフィードバックが必要となります。そのため、実施した施策についてPDCAサイクルにより計画の進行管理を行います。



高山市教育振興基本計画

平成22年10月

発行 高山市

編集 高山市教育委員会教育総務課

TEL 0577-32-3333 (代)

FAX 0577-35-3172